広報鳥取

発行所
鳥取市役所
鳥取市西町
代表電話4111番

編集兼発行者　鳥取市總務課

鳥取市片原2ノ32
印刷所　高木印刷所
電話2707番

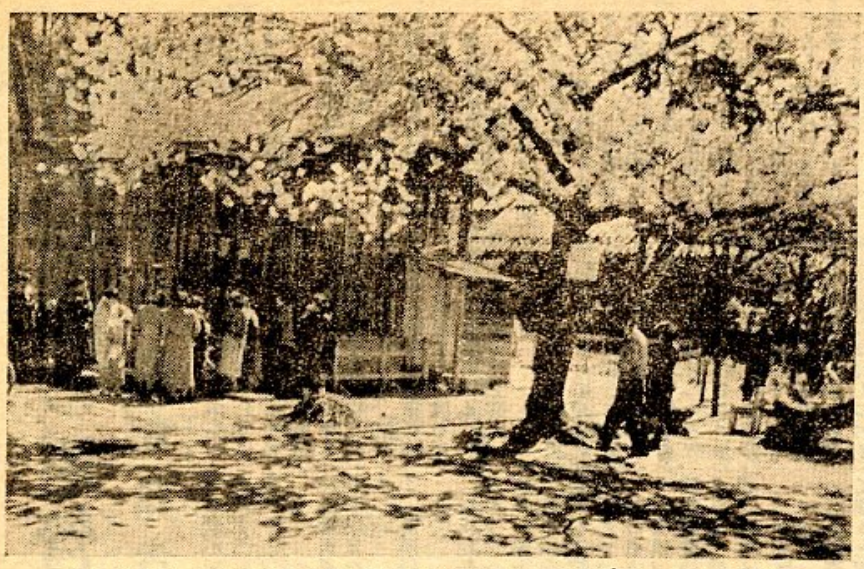

おもくるしい灰色の冬もすぎ、公園のお猿も柔かい陽光を軀いっぱいに受けて、ああ！　生きていてよかったと、しみじみ生を楽しんでいるのでしょうか。
やがてランマンのさくらが咲き、ほほえましい一家ダンランの散策で、坊ちゃん嬢ちゃんの人氣を、このお猿さんが独占する日も間近いことでしょう。
私たちのこの久松公園を、みんなの温い心でもっとキレイにいたしましょう。

眞に私達の爲になる
国保を築くには
保険料の団体納付が第一

疾病は貧困への要因であり、また人生最悪の死につながるものです。この怖しい死からのがれたいのは總ての人々の最大の希いでありましょう。
そこで、若し病氣にかかったとしても、無料で思う存分に治療がうけられたら、私たちの生活から一つの大きな不安が除かれることになります。

夢ではない無料の治療

「お勤めの方は良いですね、病気になっても入院や治療が無料で…」などと、病人をお持ちの家庭の方々のお話をよく耳にしますが、医療が国民のものになった今日では、これを他人のものと考えないで私たちの国民健康保険の近い将来にあることを忘れてはなりません。
現に健康保険や共済保険などの社会保険に加入の方は無料で治療をうけています。

納期内完納が第一です

市では、一昨年10月以来、食事料と往診料を全額患者負担とし、また保険料滞納の方には、一応医療費の全額を支払っていただき、後で市の負担分を御返しする方法などやむを得ない措置をとっているため、愛されるべき保険が次第に私たちの生活から遠ざかっているのですが、来る4月から初診料と往診料を市の負担金の対象にするように今準備中です。
私たちの希いをこめたこの保険を、一人々々がよく理解し、協力して行くことがこれを正しい方向に運営し、やがて無料で治療がうけられるような国民健康保険に育てゆくことになります。
そのためには、先ず保険料の納期内完納が最も先決を要する問題です。

優れた運営は団体納付から

全国で最もよい成績をあげているところでは、どの被保険者も国民健康保険をみんなの保険としてよく理解し、各町内毎に保険委員を設けて、保険料の徴収はもとより、世帯の異動などいろいろと協力し成果をあげています。

鳥取市でも納税組合、婦人会、青年団、母子会などの協力によって、市内二五〇ヶ町（部落）のうち一三〇ヶ町（部落）に保険料収納賛助団体の設立を見て、しかも大変よい成績をあげています。今では新市域は九〇%、旧市域でも久松、醇風、修立校区などは大多数が結成され、その他の校区でも次々と結成されつつあります。
何卒市民皆さんの一層の御理解と御協力によりまして一日も早く全市域に賛助団体が生れますよう御願いします。

徴收手数料を差上げます

保険料収納賛助団体については、いろいろ検討していますが、現在のところ次の要領で手数料を差上げています。
◎切符一枚につき　四円
◎集金額百円につき二円
この他年間を通じて成績のよい団体には別に表彰金及び記念品を贈ることになっています。

国保こそ大衆のもの

ゆりかごから墓場まで一生不安のない幸福な生活を守るのが社会保障制度です。現在いろいろの社会保障制度がありますが、国民健康保険が最も大衆性の多い制度です。
厚生省では、これから五ヶ年計画で全国に、また鳥取県では明31年度から三ヶ年計画で、全県下に国民健康保険事業を開始するよう指導に当ることになりました。
近く全国にこの国民健康保険事業が実施されることになれば、従来のいろいろの制度が根本的に考え直されて、私たちが切望してやまない理想的な社会保障制度の実現がなし遂げられることでありましょう。
（国民健康保険課）

受診証
4月1日から一齊に更新

市の国民健康保険課では、現在使っている受診証を、今月31日までに新しい受診証と引換えて、4月1日から一齊に新受診証で受診してもらうことになりました。
従って旧受診証は今月限りで無効になる訳ですから、御注意下さい。
新しい受診証は3月中に被保険者の皆さんのお手もとに届けることになっていますが、若しこの期限（3月31日）までに届かなかった御方がありましたら、直接保険課の台帳係に申出て、なるべく早く受けとって下さるようにお願い致します。
（国民健康保険課）

3ケ月以上滞納者の
受診要領改まる
＝4月1日から＝

市の国民健康保険では被保険者の皆さんに少しでも御迷惑や御不便をかけないために、保険料が三ヶ月以上滞納になった方が診療をうけられる場合の取扱いを、4月1日から次のように改めることになりました。
すなはち、従来は国民健康保険に加入されてからの過年度分を通じて計算したものが三ヶ月以上滞納になりますと、療養を担当される医師や病院の窓口で、一応全額支払っていただき、後で市の負担分を直接本人に払戻していましたが、これを4月1日から受診される場合は、本年1月以降三ヶ月以上滞納した方にだけ「一応全額払」を適用することに改めます。この取扱の例を表で説明しますと別記の通りなっていても必ず受診証で診療をうけて下さい。
で、この新しい取扱いについては保険料二ヶ月間は滞納してもよいとか、又旧い滞納分は納めなくてもよいというのではなくて、昭和31年1月からの新しい保険料を完納しながら、昭和30年2月以前の滞納分も完納して行く…ということであります。
（国民健康保険課）

4月に受診する場合

月別	1	2	3	4	5	6
収納	印	×	×	半額払		
	×	×	×	全額払		

5月に受診する場合

月別	1	2	3	4	5	6
収納	印	印	×	×	半額払	
	印	×	×	×	全額払	

全額拂をされた方には後で市の負担分を療養費給付金として、直接本人に払戻しますので、この方法には変りはありません。なお保険料が滞納に

神戸松保診療所に医師着任

松保診療所では、医師欠員のため大変御迷惑をおかけしておりましたが、この度内科、小児科専門の堀内佐門医師を迎えました。

神戸診療所でも山田健吉医師が2月一杯で退職されその後任として内科特に結核に知識の深い葉狩忠孝医師を迎えました。（国民健康保険課）

新しい区長さん
御紹介（続）

新しい区長さんを前号でおしらせ致しましたが本号では2月21日以降3月15日までに報告のあった分について御紹介申しあげます。

湖山地区
井津水兼男
島川川口
新川景井万藏
山田
浜木下吉
茶屋一区賢一
茶屋二区上山巖
茶屋三区山根九左衛門
茶屋四区竹本恒治
新田山根唯男
大寺屋船越作十郎
堀越星見重藏
砂丘大久保永三
厚生寮篭宗孝
白浜アパート森本民治
假住宅松島正二
駅官舎小庭実
区長会長◎内海泰三

美穂地区
向国安
竹生
上味野森芳正
朝月岸本誠一
下味野中島巌
下味野西藤原俊治
〃二石藏
〃三松本
源太横山滝藏
大郷地區芳治

明治地區
安藏
河内
星見小原
大久保篭原
宗孝
民治
松島
奥細正二
細見実
口細見上
田中沢根
良一福貴
博德
◎坂田
加藤喜男
武森
加藤
薄永伊佐男
長寿
勇
小原
篭原
松島
奥細
口細見
田中
良一
福貴
博德
◎坂田
加藤
武森
薄永
長寿
勇
金沢原
福井
大畑
晃見
六反田
辛川
高田源次郎
◎松原義雄
前田
池原定治
山本照孝
山田健一
館藤勝雄
永見龍治
高田源次郎
◎松原
前田
池原
定治
山本
照孝
山田
健一
館藤
勝雄
永見
龍治
高田源次郎

連合會長に
福田源太郎氏
＝區長会連合会＝

鳥取市区長会長連合会では、去る3月13日午前10時より市内白兎荘で、市当局から入江市長、内田助役、渡辺農林部長、堀土木部長、岩崎總務課長、前島細務課長補佐などの列席のもとに、本年第一回の總会を開催し、会長、副会長、理事を改選の後、千代橋橋欄補修工事促進方及び国県道補修方について知事宛陳情と県議会宛請願を決議し次いで市道補修の件、旧支所処分の件、区長報奨金の件について協議し午後5時散会しました。
なお、新しく選出された役員は次の通りです。
（カッコ内は地区名）
◎会長…福田源太郎（松保）　◎副会長…建部教正（大和）　◎理事…森下友五郎（千代水）　同佐々木秀雄（大正）　同谷口美嘉（豊実）　同松本巌雄（大郷）　同中尾久雄（倉田）
（総務課）

三輪自動車ポンプ
神戸分団に引渡し

市消防団神戸分団に対する〃消防三輪車引渡と保管命令伝達式〃は、去る2月23日午前11時から市役所前で、入江市長、今村消防長、東市議会議員外関係役職員及び田村神戸分団長以下十数名が参列して挙行しました。
式は事業報告、保管命令伝達、市長挨拶があって同11時20分に閉式。
受領後神戸分団は、同地区上砂見に帰着して新築の車庫で入魂式を行った後、放水訓練で押かけた觀衆をその威力で驚喜させました。
これが終って今春竣工したばかりの公民館で、市長代理田頃収入役、議長代理三田副議長、加藤東の両議員、今村消防長外役職員、団員列席のもとに祝賀会を行い、午後5時閉会しました。
なおこの自動車ポンプは總経費一一四万円で、そのうち国庫補助三八万円、市一般財源三〇万円、地元寄附金四六万円となっております。
また性能はエンジン一〇五馬力、放水量毎分七〇五ガロンで、製作は市内今町二丁目の吉谷機械製作所です。
（写真は市庁前引渡式）
（消防本部）

▷――保管命令伝達――◁

温泉町東吉岡地區
尾崎西口鶴藏
上原藤岡礼三
上段山根豊恵
報德横部新
〃〃〃〃
西那和靖弘
南楠田汉六
北三津野久男原
旭道貫矢
安藤洞谷
隆吉瀬田藏
降政長
温泉寺会長○清水林
谷山岩
妙德寺芳英幸
前田幾藏
宮野琪
前田実夫
山根富治
襲恵福恵
◎稲村
…以下次号…
（総務課）

道路の無斷使用
御注意申し上げます

道路法や市道占用条例で、道路上を使用するには市長の許可をうけなければならないことになっていますが、最近道路愛護や維持修理などのために実地調査を致しましたところが、各地区の市道上に無断で物を積み重ねたり稲架などを公然と設けていて道路面を半分以上も使っているために片側交通のやむない有様のところもあり、交通上不便なばかりでなく路面を損傷する原因になっている事を確めましたので、道路保全上から言っても悪いことであるばかりでなく、道路法や道路交通取締法に違反していますので市民皆さんの自覚と御協力によって交通に支障のないお互の道路にするために、大至急に是非無断占用の物件を移転取除きされるよう御願いします。
なお、後で道路監理員が巡回する際に、無断使用を発見した場合は、やむなく道路法と占用条例に違反したものとして取扱うことがあるかもしれませんから予め御了知下さい。
（土木課）

市民病院の運営

‖事務監査報告‖ (2)

将来に対する意見

(1) 看護婦養成施設の運営について

医療法第十九条の規定に依る看護婦の基準は外来患者三〇人に対し一人、結核患者六人に対し一人、一般入院患者四人に一人と云う比率であるが、之を現況からみるときは、法定数は六一人となるに対して、現員は六四人を数え、法定数を上廻るものである。

ひるがえって日赤の百人に対し八二人（不足一二人）中央病院六一人に対し四六人（不足数一五人）から見れば、法定数を確保しているものはひとり当市民病院のみとなる。然も最近の趨勢は患者の漸減という事態におかれており、逆に云えば逐次看護婦の剰員となる可能性も予測されることとなる。

此の意味に於て毎年一五人宛卒業させている準看護婦養成所（二年制）が此のまま経営されるとすれば、之をそのまま当病院に止める事にも困難なる事態に立至って来る事ともなり、当病院の現勢からみて此の際、明年度新期入校生の募集に当っては慎重なる考慮を要するものと思料する。

(2) 結核患者の治療について

さきにも述べた如く外来入院患者ともに期待に反する傾向を辿って来ており、他科に於ては多少の増減はあるが、最も著しい現象は内科にある事が窺われる。之を今一歩考究すれば、この原因が結核患者に基因するとも見られ、結核の治療が従来の消極的な方法から根本的治療に移行しつつある現況に照し、且又この様な積極的治療法に依るものでなければ、根治し難いものである事が認識されて来た今日、結核治療を専門的に担当する結核科を新設し、内科的治療と外科的療法を併用する方法が考えられ、患者を吸収出来る最善の策と思料する。

然して此の場合に於ては当該医長には肺臓外科の権威者を迎える事が望ましい。

(3) 精神科の新設について

従来比較的顧られることのなかった精神病患者は年一年上昇線をたどって行く傾向があり、市内精神科医院の利用度は誠にたかい。

此の点本病院の経営を今一層軌道に乗せる為、前記結核治療の積極化とあわせて精神科の設置を希求するものである。

むすび

以上監査の結果について縷々と卑見を述べたが最後に、此の度当病院内に合弾せる内紛が、如何なる点にその源を発しているかは、関係者双方の言をそのまま鵜呑みにする事は早計でもあり、我々にはその何れを是とし、何れを非とするか、正確なる判断は至難であるがこの事柄が当病院の経営に及ぼした影響は尠からざるものがあろうかと思料し、遺憾にたえないところであり、早期解決の必要性を痛感する。

之に関連して考えられる事は、去る21年創業当時から設けられている、市民病院委員会の運営が中絶状態にある事である。即ち同規程第二条には「委員会は病院の経営上重要なる事項について市長の諮問に広く且意見を述べる事が出来る」等と誠に適切なる規程が設けられているにも拘らず去る23年5月の委員会を最後とし、有名無実のまま今日に至っている事が惜しまれてならない。

病院経営の今後に対処して速やかに本委員会を復活し、大所高所よりする正論を期待してやまない次第である。（おわり）

食主 配給世帯員 異動申告の勵行を

昨年の機構改革で、戸籍市民課として新しく発足して以来、事務処理の合理化について努力しておりますことは、広報鳥取第三九号でおしらせした通りで、主要食糧の配給面における世帯員の異動手続の勵行について、皆さんの協力を感謝しておりますが、今一歩皆さんの積極的な御理解と御協力をお願する次第であります。

例 えば「出生」のとき戸籍に入籍手続される際は、同時に米穀通帳と、福祉事務所から交付をうけられた母子手帳と世帯主の印鑑を持ってお出でになれば、一ぺんで諸手続が済まされます。

このことにつきましては「死亡」の場合でも同様で、戸籍係や衛生係に届出される際には、必ず米穀通帳と世帯主の印鑑をお持ちになれば、配給の方の手続きもその時に済まされますので、御面倒でも、市民皆さんのためにも、市役所のためにもなるべく手数の省けるように致しましょう。

なお次の事項につきまして、特に御留意下さいいように注意しましょう。

◇お米の通帳を紛失しない

米穀通帳は毎年11月末日限りで、12月1日から新しい通帳に切替えて交付していますが、これは政府が直接発行しているもので、原則として再発行はできないことになっておりますから、その年中は紛失しないように大切に保管して下さい。

◇転出証明書の有効期限は六〇日です。

配給籍を市外に移される際は、配給係に米穀通帳と世帯主の印鑑を持って転出を申告される訳ですが、そのときお渡しする転出証明書の有効期間は六〇日です。うっかりして期限経過後に転入しようとする市区町村に提出しても、受付けません。

◇お米の配給は、その月中にうけましょう。

月きめ配給になっておりますから、月を越すと打切りになります。

◇世帯員に異動が生じたら面倒がらないで、早く手続きをしましょう。

遅れるとそれだけ時間も無駄になり、不経済です。（戸籍市民課より）

米飯提供の登録を確実に

米 飯を提供しておられる料理店、旅館、飲食店、寄宿舎、寮などが最近ふえて参りましたが、これらの業者或は施設は食糧管理法の規定によって県知事に申請して登録をうけなければなりません。

この登録は、所定の手続によって業務を開始しようとする一五日前までに市長を経て申請することになっておりますから御注意下さい。

また既に申請して登録票が交付され、店舗や営業場所に掲示しておられても、その後営業の場所が変ったり、氏名や名称などの変更があった場合は、速かに「変更申請書」か「変更承認申請書」を同様に市長を経て県知事に提出し、登録を更新して下さい。

この登録申請書の用紙は、市役所の戸籍市民課配給係にありますし、またこの種の御問い合せにもこの係がお答えいたしますからどうぞ！

（戸籍市民課配給係）

明るい住いの工夫

4月は、イヤな冬から開放される月です。しかしこの冬の間に家の周りにゴミが溜って、雪がとけそして暖くなるとこれが目につき、また不快な臭氣がします。これはやがて伝染病をばい介するハエやカの発生源になる訳ですから一年の健康は、春先の完全な清掃にあると言えます。

パチンコ廃止について

問 現在、鳥取市で公認されているパチンコがあります。

鳥取広報でも、犯罪防止が強調されていますがパチンコがある以上、市の税収は多くなるでしょうがその蔭にどれだけ多くの人が家庭を破壊し或は犯罪に走っているかその害の大きさを御存じないと思います。

パチンコこそは労働意欲を低下させ、悪の溫床であり、負けた時の心理は荒み経済的裏付のない時は暴力恐喝、窃盗等悪質な犯罪になるのだと思います。

パチンコ的心理で今度こそ、今度こそが深入りして遂に進退に窮し犯罪に紙一重の段階にまで発展するのではないでしょうか。ましてパチンコは、日本人以外の人達の経営が大部分であり、莫大な暴利は決して日本人の生活を豊かにするものでなく又その従業員の失業は社会の為、又被害者に比較して草原の一本の草にも当らぬと思います。

私の友人も被害者の一人で、今は鉄窓に生活しその家族は悲惨な生活に陥っています。

パチンコが許可されて何年か、その間に人生を変えられた多くの人の不幸を悲しみ断乎取締って頂きたいと思います。全面的廃止が不可ならパチンコ玉を現金に換えぬこと、玉は一円か五十銭位にして本当の遊戯としての存在を切望します。他都市はいざ知らず、焼けた鳥取市はパチンコのない町、逞ましく額に汗して働く喜びと明るい歌声の流れる町にしたいものです。

私達は、私達の一生を明るい住みよい楽しい鳥取市にする為に変質の眼を持って育てて行きたいものです。

（吉方一市民）

答 パチンコは風俗営業取締法により許可を受けているものですが、御説の通りパチンコに熱中のあまり家庭不和を生じたり罪を犯すに至ったもののあることも承知していますが、健全であると言われている娯楽でも度を超えて熱中すれば弊害は生じるもので麻雀でもカルタでも、用い方によっては賭博になるが、それが賭博に使用されるからと言って販売が禁止されないと同様に、一部の人がパチンコに熱中して御説のような害が生じるからと言ってそれを直に禁止することは出来ません。要は遊ぶ人の心掛け次第です。

しかし、パチンコはある程度射幸心をそそりますので、警察としてはこれが娯楽にのみ利用されるため、著しく射幸心をそそって賭博類似行為にならない様厳重に取締っていますが、それを防止するため、機械の面からは

(1) 連発機の使用

(2) オール二〇（景品玉が一時に二〇ケ出るもの）

(3) 連装々置（玉が二ケ以上同時に入っても景品玉が連続して出るもの）

等の使用を禁止しており景品の面からは、

(1) 景品の現金換え。

(2) 景品に現金を提供すること。

(3) 景品一ケの価格が二〇〇円を超えるもの

等を禁止しています。

景品や、パチンコ玉を現金に換えることを防ぐために、景品にスタンプを押させていますが、客が自分の取得した景品を他人に贈与したり、煙草以外の景品を関係のない第三者に売ることまで禁止する法令がないので、其の点について取締上困難を感じており、又多くの人がそれを景品の現金換えと思っておられるようであります。

連発機械の使用禁止により弊害も大分是正されたようですが、なお、取締を要することを痛感していますので常に注意をしていますが、違反があれば司法処分の外にその程度に応じて営業停止許可取消等の行政処分も出来ますので、取締に対して市民の方々の協力を御願すると共に、御氣付の点は遠慮なく御連絡下さるよう御願します。

又、パチンコ屋の納める税金により市税の増収になるような御意見ですが、毎月納める娯楽施設利用税は県税です。

（鳥取警察署）

市民の声

【投稿歓迎】

【農林部】

庁内各課めぐり

農林部と申しますと一〇万市民の約七割の方が農業に関係がありますので、よく御承知の事と存じます。特に市役所内では野球、運動会などに強いのでも有名です。

この農林部は、市役所南側の道路を約三〇米入った左側にある立派な建物で、これが農林部と土木部の合併庁舎になっています。

高い石段を上り、階下の右側にあるのが農林部長蜜蜂農務課になっています。

次に二階に上って左側の部屋が耕地課、右側が林務課です。

農務課には庶務係、農産係、水産畜産係、耕地課には土地改良係、災害復旧係、林務課には造林係、施設係

以上三課七係を以て農林部を構成していますが、昭和28年7月に局辺一五ケ村と昨年一ケ村の合併をみて以来農林部を構成していますが、昭和28年7月に市役所内では野球、運動会などに強いのでも有名です。

この農林部は、市役所南側の道路を約三〇米入った左側にある立派な建物で、これが農林部と土木部の合併庁舎になっています。

高い石段を上り、階下の右側にあるのが農林部長蜜蜂農務課になっています。

次に二階に上って左側の部屋が耕地課、右側が林務課です。

農務課には庶務係、農産係、水産畜産係、耕地課には土地改良係、災害復旧係

生産都市の推進力として

ここは部の中核で、各課の連絡協調やら部の予算と経理などを担当しております。

各地区二二農業協同組合、共済組合の総会の事や組合経営などについて始終話し合っています。

また、農地問題を始め売渡農地の代金徴収米売渡などのことをやっている農業委員会の仕事の総元締もやっています。これは何分にも広い鳥取市のことですから今は六つの委員会に統合され、一二二名の委員さんによって運営される事務を、二七名の職員が六事務所で処理しています。そして県農業会議や会長会とよく話し合って、この農業問題の処理の万全を期しております。

その他ここでは、生産者の主要食糧の配給を取扱っていますが、これは戸籍市民課の配給係とよく連絡して、市民サービスにつとめています。

◇農産係

農産係は、各農協、農業委員会、改良普及委員会、県農政課、農業改良課などと連絡して、米の売渡事務、綜合増産計画、米麦の増産、病虫害の防除、肥料設計、農機具の改良と購入、果樹、園芸作物、蔬菜、採種圃など農業全般の指導をやっています。

また一方興農懇談会とか青年婦人団体などの育成、その他農業振興計画の樹立、生活改善、農村工業等あらゆる農業地帯発展のセンターとして活躍しております。

◇水産畜産係

ここは家畜及び家禽の改良、増殖、利用、飼料の斡旋、酪農奨励家畜の伝染病予防、牛馬籍などの事務をやっています。特に年数回に亘る牛の品評会などを実施して、資質の向上につとめています。

水産事務は、千代川湖山池、賀露などの漁場の施設改善や振興計画の外、湖山池や溜池に試験として餌を放したり、市民の栄養源の確保につとめています。

また養蚕指導も行っています。

耕地課

◇土地改良係

ここは今大変大きな仕事をやっていますが特に浜坂砂丘の砂地かんがい工事は、あの広い無毛の地に蔬菜園芸をやるというのですから相当なものです。また今年は湖山、賀露、末恒三地区にわたるかんがい施設も始まることになっています。

それから、昨年相当論議されました湖山池干拓も四億円の予算で近い将来着手されましょう。

農業地帯から望まれる暗渠排水、農道の建設、耕地整理、用水路の改築、修理など土地改良事業全般を取り扱っています。

◇災害復旧係

この係は、耕地を始め農道、用水路、溜池えんてい等の風水害雪害の復旧事業について国や県の補助により、万全を期しております。

林務課

◇造林係

造林係は、久松山の管理維持を始め、椎茸の栽培、市有林及び原野の維持管理をやっている一方、民有林の造林、伐採、木材薪炭の生産指導、保安林の保護、森林病虫害予防及び駆除、その他林業振興の全般について、市の森林組合と協調して林務行政に盡力しております。

◇施設係

この係は、事業を主体としていますが、特に砂丘地の海岸砂防造林、治山治水事業、そして各地区に林道を建設し、市民の福祉増進のための山林資源の活用につとめています。

その他風水害などによる山地崩壊などについても地区の要請によってその復旧に努力しています。

× ×

以上農林部の仕事のあらましを申しあげましたが、今や滑賀都市から生産都市へ切替えられて新しく発足し、生産者と消費者の市民相互の共存共栄を期して、今後とも農林部の仕事を進めて行きたいと思います。

4月1日から
木を植えて緑の街をとりもどそう
―間月推進緑化―

人命救助に輝く
中村吉三さんたち
＝消防記念日に表彰＝

消防組織法の施行により自治体消防として発足した日すなはち3月7日を記念して、全国の消防で行事を行いましたが、鳥取市でも去る3月7日に消防功労とか協力について優秀な個人や団体の表彰を行いました。

この表彰をうけられた方は次の通りです。

◆人命救助された人
○中村吉三氏（新町）
◆初期消火で他所の火事を防がれた人
○中国電力株式会社鳥取支店さん
○宇田川正明氏（東品治一区）
◆消火栓の保護手入に協力された人
○藪利造氏（上町一区）
○岸本音造氏（同町）
◆火災通報の協力者
○鳴原最一郎氏（材木町）
○加藤敬子氏（小原）
◆消防作業の協力者
○山根馨氏（末広温泉町）
○岡本義男氏（同町）
○八木増二氏（今町一）
○吉田富夫氏（豆腐町）
○倉田少年夜警隊
◆出火防止や消火の設備が優秀な事業場、自衛消防隊
○鳥取県庁
○鳥取郵便局
○専売公社鳥取支局
○大阪機工株式会社鳥取紡織工場
○末広映画劇場
◆優秀自警団
○修立自警団
○川端一丁目自警団
○東吉成自警団
○南行徳自警団
○立川五丁目自警団
○衆楽園自警団
○末広温泉町自警団
○藪片原自警団
○茶町自警団
＝消防本部より＝

安心できる左官工事
＝防火講習会終る＝

風呂場、かまど、煙突などの構造が悪いために発生した火災件数は、昨年の発生総件数の約二割を占めておりますが、市の消防本部では、このような原因の火事をなくするために、先づ工事に当る左官屋さんに、火事になった状況を知っていただき、防火的に安全なものを築く方法を研究してもらうために講習会を開きました。

この講習会には、県建築課からも多大な援助をうけて、関係法規や構造の安全化について熱心に研修され、第一回の講習会を終りました。

今後皆さんのお宅で、風呂場、かまど、煙突などを新設、改造されるとき、この講習会を終了された方々の築かれるものは不安のないものと信じております。

なお、まだ講習の済んでいない方々のために、第二回を開催する予定ですから、消防本部に至急申込んで下さい。

第一回終了者

飯田清（今町一）、有田源蔵（瓦町）、森本石造（下台町）、坂本鹿蔵（大森町）、波多野寛（寺町）、森崎熊七（新町）、服部貞一（鹿野町）、熊尾義行（鹿野町）、波多野一雄（職人町）、小島惣平（吉岡温泉町）、米田定治（行徳）、水野頼二（掛出町）、那和次郎（吉岡温泉町）、松尾留治（河原町）、村田寿雄（宇倍野）、西尾音蔵（樗谷）、半田喜久治（千代町）、田中亀治（上味野）、桑原実（栗谷町）、岸本春治（上味野）、坂本伝次郎（蒲生）、豊岡保夫（本高）、宮脇憲次（吉方一区）、川村吉蔵（西品治）、西垣安喜男（瓦町）、川下貞良（朝月）、荻原三郎（瓦町）、岩井栄（松並町）、大北茜市（下魚町）、前川秀一（銀治町）、田中二良（吉方町）、米村正雄（古海）、橋本隆行（船岡町）…以上三四名

大丈夫ですか？
危い貸間の火氣

住宅事情の困難からまだまだ多くの人々が貸間で不自由な日を送っておられます。

奈良市で一四人もの焼死者を出した惨事も改造されたアパートからの出火でした。

狭い部屋の中で火の氣を使いながら、昼の間は勤務のため留守番もないままの家が多いことと思います。

市内の出火した例でも貸間とか二階の誰も居ない部屋からの出火が続いておりますので、その部屋を使っている人はコタツや電氣器具などの跡始末に充分留意して下さい。

また借りている人が外出する時などは、貸している人や隣りの部屋の人階下の人などとよく話し合って、火氣の取扱いや跡始末を確実に致しましょう。一度出火すれば被害は同じことですから、他人ごとと思わないでお互に出火防止に努めましょう。

（消防本部）

初代隊長 稲本さん
＝徳尾婦人消防隊結成＝

大正地区の徳尾では、去る2月25日に婦人消防隊を結成、總員六五名の固い団結のもとに新発足いたしました。

これは婦人会員の皆さんが、火事を起す機会の多いのは婦人でありながら、消すのは男にまかせ切り…では面目ないと話合って、何とか婦人の手で防火防犯にできることをするために、一つの組織を作りましょうと、婦人会役員の骨折で一齊に立上り、婦人消防隊の誕生を見た訳です。

今後は、毎月研究会、訓練日を定めて、一歩々々と力強く目的に向って前進することになりました。農繁期などで男手の少いときは消火活動もできるようになりたいと、隊員の皆さんは張り切っています。

将来のこの徳尾婦人消防隊の願いとしては、このような婦人消防組織が全市域にも及び、お互に研究し、連絡し合って活動して行けば、火事も殆どなくすることができるのではなかろうか…こんな希望にもえています。

なお、初代隊長以下役員を御紹介しますと次の通りであります。

◆隊長　稲本美代子
◆副隊長　尾崎美恵子
◆班長　森岡かな子
〃　小谷常子
〃　小谷信子
〃　岡田一枝
〃　木村加代子

（消防本部）

増收をはかる
保温折衷苗代

保温折衷苗代の苗は水苗代に比べて根の張り方が全く素晴らしいので、節のつまった太い丈夫な苗代ができるのは当然でまた分ケッが早いので親茎にも劣らない大きい穂をつけることを請合っています。

早田植えのできるところで、米の収量の少いところは珍しい位いで、その反対に、田植のおくれるところでは増収はむづかしく、そういうところは早植えできなかったが、いままではその心配がなくなったわけです。それが保温折衷苗代です。

水苗代では薬が一枚できるのに一週間位かかるが保温折衷苗代では五日ぐらいでき、田植どきの七枚位の薬がつくられるのに一週間以上も早くなり、それだけ早田植えができるわけです。

早田植えのできるところは、分けつが早く大きい穂をつける茎が早くつくられます。稲つくりのねらいをここ後からできる無効分ケッをなくして肥切させず、病気や虫の消毒を怠らなければ増収することは間違いありません。

益鳥を護ろう

暖い春の陽ざしにさそわれて、野や山に小鳥たちの楽しそうな姿が現れてきます。野鳥の可愛らしい姿や美いし啼声は私たちを慰めてくれます。

また森林を荒し、農産物の増産をはばむ害虫をこの小鳥たちは沢山とってくれます。

厚生省では、皇居前広場の松を保存するために、毎年七〇万円の経費を投じて、害虫を三五万匹捕殺していますが、つまり人手で一匹二円をかけて駆除しなければなりません。

ジュウガラのひとつがいが数羽の雛を育てて一年間安住すればよいことになり、これでも野鳥の働きがいかに大きいかが解ります。

網やトリモチや、鐵砲などでどんどん小鳥が捕えられ、また樹が切られて、小鳥の住家も少くなり、野鳥の数は減って害虫が増えています。

野鳥の殆どは虫を食料としており、小さな夕ジュウガラ一羽が一年間に食べる虫の量はマッシヤクトリ幼虫で数えると、実に一二万五千匹になるという野鳥の驚く程の力をよく考えて大切に護ってやりましょう。

× × ×

御存知ですか
知らぬ間に完納できる方法（Ⅱ）
＝納税貯蓄組合の手引＝

組合の特典

(1) 預金はいくら預けても利息には課税がなく、また事業書類には印紙税が免除されます。

(2) 地方税はこの預金の中で支払われますから、預金先の銀行は農協に税金の代理納人を委託する便宜があります。

(3) 組合で困難な貯蓄を団体の力で借りると知らず知らず貯るものですから、納税期日には氣安く納税することができます。

(4) 現行（昭27・5・1現在）預金利子は納税準備預金の場合日歩八厘

組合を作るには

(1) 組合を作ろうとする人は、先づ自分が発起人となって組合規約を作り、組合員を集めます。

(2) 組合は五〇人以上集ければ何時でも作れます。

組合ができたら組合員会議の上で、組合役員及び金融機関を決めます。

(4) 組合は町内で職域でも組織されます。

組合を作ったら

(1) 組合長は設立届と組合員名簿を三通宛税務課へ提出下さい。

(2) 貯金は月掛、旬掛日掛として、組合長が適当な人が集めて…金融機関は集金に上ります…定めた金融機関に預け入れ、その通帳はめいめいが保管します。

(3) 特に優秀な組合には市長表彰があります

更に詳しいことは、市役所税務課納税貯蓄組合係へお問合せ下さい。

× ×

納税貯蓄組合規約参考案

一、この組合は計画的に納税貯金をして、納税を円滑に完遂することが目的で、○○納税貯蓄組合といい、事務所を○○に置く。

二、誰でも組合長に申出て、この組合に加入することができるし、また何時でも脱退することができる。

三、この組合に左の役員を置く。

組合長　一名
理事及監事　各若干名
四、組合長、理事及監事は組合員が互選して定め、任期はそれぞれ一ヶ年とする。

五、組合長は組合を代表し、理事は組合長を補佐し事務を掌り、監事は組合の会計事務を監査する。

六、組合員は、納税予定額を定め、集金によってめいめいの名前で銀行へ貯金し、この通帳はめいめいが保管する。

七、組合長は、必要に応じ、總会を開いて、組合のやり方、その他について相談する。また組合は必要に応じて組合員過半数の同意を得て組合員過半数の同意を得て組合長に申出て総会を開くことができる。

八、この組合の経費は補助金または奨励金をもってし、その会計年度は、4月～9月～10月～翌年3月とする。

九、納税貯蓄は原則として納税以外の目的で引出さないことにする

十、この規約は昭和〇〇年〇月から実施する。

× ×

次号には、市の助成規程をおしらせする予定であります。

（税務課）

募集
陸―海―空
一等自衛官
九、九〇〇名

昭和31年度第一次の二等陸・海・空士が募集されますので、志願される方は次の参考事項をよくお読みになって、手続きして下さい

志願の参考

★採用予定人員（二等自衛官）
陸士　約九、〇〇〇名
海士　約七〇〇名
空士　約二〇〇名

★応募資格者の年令
昭和31年7月1日現在で満一八才以上二五才未満の男子（昭和6年7月2日～昭和13年7月1日の間に生れた者）で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有する者

★受付期間
3月20日～4月16日

★志願手続
志願者は市役所または自衛隊募集班で志願票二通を受けとり、これに所要事項を正確に記入の上提出下さい。

★試験
4月25日～5月7日の間に行われます。

試験科目は簡単な筆記試験（国語、数学、社会）と口述試験、身体検査で、これを一日で終ります。

試験の日時、場所については、試験期日前に受験票で本人に通知されます。

★採否の決定
採用予定者には、採用予定日の概ね十日前までに到着するように通知されます。

正式発表までは採否に関する照会には回答されません。

★その他
入隊後は営内（艦内）に居住する義務が課せられていますので、勤務の性質上、独身者であることが望まれています。

本年度は、定員増加が行われた場合には引続き第二次（6月）、第三次（8月）、第四次（10月）と募集が行われる予定です。

★附記
志願案内、志願票の交付を郵便で請求する場合には、十円切手を同封することになっております。

（戸籍市民課）

操縦學生も募集
＝航空自衛隊＝

航空自衛隊では幹部操縦要員を養成するため高等学校卒業者を次の要領によって募集しています

★採用予定人員
約一〇〇名

★資格：高等学校卒業者及び昭和31年3月卒業見込の者で、昭和31年4月1日現在満一八才以上二〇才未満の者＝昭和11年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生れた男子

★受付期間：3月20日から4月16日まで

★採用後の階級及び待遇：二等空士（航空自衛官）に任用され、入隊後約二年半操縦学生として所要の教育をうけこの間に二等空士から順次三等空曹に昇任される。操縦学生教育修了後は操縦幹部候補生として約二年半教育を受け、この間に二等空曹に昇任され、見習幹部を命ぜられ、概ね一年を経た者は三等空尉に昇任する資格を与えられる＝但しこの間に操縦不適格と判定された者はその時から身分取扱上の特例がなくなり、それぞれの階級に応じ一般の空士または空曹として他の部署に勤務することになる。

★その他…志願に要する書類、試験科目、身体検査基準、給与、志願票の受付部隊一等については返信用封筒に宛先明記の上一〇円切手をはり陸上自衛隊米子駐屯地業務隊に志願案内書を請求して下さい。

注意＝この操縦学生の募集については市役所では取扱っていませんので申添えます。

＝戸籍市民課より＝

★志願手続：志願者は自衛隊から志願票を受取り、志願案内に示された受付部隊へ提出する

★試験：第一次＝5月16日～5月18日の内二日間＝第二次試験は第一次試験の合格者のみについて、6月4日～6月8日の内二日間

★採否の決定と入隊：採用予定者には8月上旬通知されます。

採用者は10月上旬入隊予定＝正式発表（8月上旬）までは採否に関する照会には一切回答されない。

★採用後の階級及び待遇：二等空士（航空自衛官）に任用され、入隊後約二年半操縦学生として所要の教育をうけこの間に二等空士から順次三等空曹に昇任される。操縦学生教育修了後は操縦幹部候補生として約二年半教育を受け、この間に二等空曹に昇任され、見習幹部を命ぜられ、概ね一年を経た者は三等空尉に昇任する資格を与えられる＝但しこの間に操縦不適格と判定された者はその時から身分取扱上の特例がなくなり、それぞれの階級に応じ一般の空士または空曹として他の部署に勤務することになる。

★その他…志願に要する書類、試験科目、身体検査基準、給与、志願票の受付部隊一等については返信用封筒に宛先明記の上一〇円切手をはり陸上自衛隊米子駐屯地業務隊に志願案内書を請求して下さい。

注意＝この操縦学生の募集については市役所では取扱っていませんので申添えます。

＝戸籍市民課より＝

参院補選
4月4日

☆売りません、
頼まれません、捨てません
☆一票の中に私が生きている
☆よく選べ、裏も表も過去も
見て

公明選挙

警察だより

鳥取署

環境の浄化が大切

子供の不良化は親の責任

―ある座談会から―

最近県下でも青少年の犯罪が目立ってふえ、少年事件が一段と凶悪化と無軌道振りを辿った感がありますが、原因はやはり少年時代の不良化に根ざしていることが窺われています。少年犯罪の根絶ということは従来からも強く叫ばれ、その対策についてもいろいろな機会に討議されては来ましたが、どうも期待したほどの効果があがらないのが実情のようです。これらの少年を救うには一部の当局者や関係者だけでなく、社会全体の協力がなければならないといわれています。その意味からここにある座談会に現れた話を広く鳥取市民の皆様に訴えて見たいと思います。

司会　一口に少年犯罪といっても、いろいろ分類されると思いますが、まず少年自身がやる犯罪と、大人が少年をむしばむ犯罪、この二つに大別できると思います。

勿論前者も重視しなければなりませんが、最近の社会情勢からとくに後者の検挙に力を入れるべきだと思います。

その最もひどい例は昨年十二月はじめ徳島県で起った実子殺しなどでしょう。継子いじめということはききますが、自分の子供を殺すというのは常識を外れています。そのほか未成年の売春も多くはこれに入るでしょう。

A　私の方では直接犯罪のあった少年ばかりを扱っていますが、精神医学的な面から大体三つに分けています。まず最近のアプレ型、つぎに短絡反応型または近道反応型、いま一つは人格統御の未熟型です。

アプレ型は自由主義をはきちがえて、社会に自分だけが生きているような勝手なことばかりやる連中です。極端にいえば人を殺すのも案外悪いと思っていない、まして窃盗や暴行くらいは当り前と考えているのです。良家の子弟の犯罪にはこれが多い。

つぎの短絡反應型、これは家庭的な原因によるものが多い。新しい洋服がほしいが金がない。親も買ってくれない。それでも何とかして手に入れないと思いつめるとたまらなくなってパッとやってしまう。これは一番直りやすい、もう一つの人格統御未熟型は智能が低く自分の行いについて善悪の評価ができない少年たち、つまり精薄児の一種で、これが一番直しにくい。

司会　少年たちが不良化する原因は何が一番大きいでしょうか。警察の取扱かったところから見ますと、もともと子供はそんなに悪いものではない。つきつめれば社会と家庭に欠陥がある。

最近の事件をみてもあまりにも人命を粗末に考えている向きが否定できません、これもやはり社会の欠点、とくに教育の欠陥によるものと思われ戦前の少年犯罪にはそんなひどいのはありませんでした。

B　とにかく善悪のはっきりした尺度を持っていません。動機が非常に単純です。これは学校教育にも問題がありますが、いま一つは親の教育が大きくものをいう。最近は親の権威が昔ほどでなくなったのではないでしょうか。

子供がいつ遊びに行っていつ帰って来たかも全然知らない親が案外に多い。放任の過ぎた環境が最も危険で、それから家庭の不和も少年を犯罪に導き易いと思います。

C　最近の高校生あたりの性犯罪ですが、悪いことをしたという観念が全くないものもある。昔は少年の集団暴行などほとんどなかった。

もっとも昨年末の集団暴行事件では、女の子の方がシンからのアプレで性に関する道義心がなってなかったといいます。

司会　最近の事件で何か氣付かれたことは。

A　昨年の二つの強盗及び殺人の三つの凶悪事件を考えてみますと、共通していることは個人でなく集団の犯罪であること、ほとんどが三度、四度の累犯者であること、の二つでしょう。

罪を犯しても更生できるものはどんどんよくなって行き、どうにもならないものばかりがたまりたまってああいう形になったという感じです。ただ三つの事件とも集団だからやれたので、一人バラバラにしたらとてもあんなことはできなかったそこにいくらかでも同情できる点があると思う

D　たいてい子供の集団のイタズラはボスとその追従者とがあって、そのうえに群衆心理が働いていると思います。

A　そう、こんどの場合も三つのグループとも強いもの、弱いものつり合いがとれていますな(笑)ボスが一人いてあとは附和雷同型、意思薄弱型、アプレ型といった具合に、みんなが親分じゃあない。

だから一がいに一人々々を評価することはかわいそうです。

B　とくに注意しなければならないのは、彼等には彼等なりのルールを持っていることです。

これをもっとつきつめて考えると、終戦後子供があまやかされ過ぎた。何かしら戦前と是非善悪の基準が変ったように考えて、親が子供を積極的に導びこうとせず、どこか子供に遠慮しているところがある。

そのため子供は勢い自己中心に生きてゆく。しかし道徳の基準をどこにおけばいいのか充分わからないから、自分たちの世界だけの基準なり、ルールなりを作る。

途中で一人二人が悪いことじゃあないかと気づいても、ついてゆかなければグループから脱落することになり、生活の拠りどころを失うことにもなるので仕方なくついて行く、かりに三人のグループがあって一人が完全なアプレ型、もう一人は親がいない、さらに残った一人は家庭はよいのだが親が全くの放任主義ということになれば、三人の行方は非常に危険だと見なければなりません。だから今の大人は子供に対してもっと自信を持つことが必要だ。

社会のルールは何千年も積み重ねて出来上ったもので、子供たちに何も教えずにこれだけのものをつくれといったって、どだい無理な話です。

崩れ去った善悪の尺度

司会　凶悪少年といってもいきなり強盗、殺人が出来るわけではなく初めは一寸した不良行為から入って行くと思いますが、街頭補導したものの例では不良化の始まりは先づタバコです。それから学校をさぼっているのがこれに続く、酒は案外に少い、タバコはもっと家庭と学校でも氣をつけてほしいものです。

A　酒が原因で犯罪を犯したというのは少いようです。

C　それからお好み焼屋とか軽飲食店等には手をやくことがあります女も混じったグループでたむろする。私達がこんな子供は来ていませんかと尋ねても知らぬ存ぜぬでかくしてしまう。

家庭の乱脈が原因

A　今日私の所へあった。

男が来たときは子供を遊びに出す。子供は居たいと思っても母親がいい顔をしないその男もいい顔をしない。仕方なく遊びに行く。そのうちに母親は次第に子供をにくむようになって来た。どうも女の心理というものは微妙なもので(笑)こうなると子供も母親をうらみうらむようになり、だんだん家から遠ざかって最近は夜ほとんど家にいなくなった。

これなど家庭的な原因から愛人をつくってしまって子供が不良化する典型

看板で呼びかけ

◁青少年の補導▷

××××――×××――××××

こんな躾は禁物

誤った四つの型

子をもつ親として、誰もが子供の健全な育成を望まない人はないでしょう。子供が不良化し、少年の犯罪が多くなりつつあると言うことは、環境悪のいことともその一因ではありましょうが、四六時中、子供に接している親の躾の足らないことも大きな原因ではないでしょうか。

親の躾が誤っていたり夫婦げんかの絶間のない家庭や、親自身が悪事をはたらくと言うような暗い家庭では、身心共に健全な子供が育つはずはありません。

皆さんは、子供の躾をするに当って次のような型に陥ってはおられないでしょうか、よく考えて見ていただきたいのです

(1)　干渉型―自由欠如

子供の行動を常に束縛して自由が与えられていない。親の不満不平が、子供えの干渉となって現われているもの親の虚栄心が強い時は子供の勉強に過度に干渉して重荷を負わせる結果となり、過度の干渉の結果は、子供は小心翼々として気力がなくなり親の顔色を見て行動をするようになります。

(2)　放任型―自由過多

干渉型とは、全く反対で、自由放任して躾をしないから、子供は自由氣ままとなり、是非善悪の判断もつかないから他人に迷惑をかけても全く意に介しないし自らも亦放従な生活をするようになります

(3)　溺愛型―愛情過多

程度の低い、本能的愛情で子供を可愛がるから、子供は独立心はなくなり、いつまでも人に頼るようになります

(4)　迫害型―愛情欠如

夫婦間の愛情欠如、継父母等の関係で、子供に対する愛情がなく、子供に常に不当な疑をかけたり、僅な欠点でも見出して口汚くののしる。

親の愛情がないから、子供は他人の庇護を受けようとして他の注意を引くような行動―不良行為、犯罪等―を行うようになります。

太陽が、万物に温度と温氣を与えるように、子供の躾には、適度な自由と理性の光に照された正しい愛情を注ぎつつ子供の模範となるような生活を築き、又よい習慣、正邪善悪を判断する正しい知識を与え、子供の夢や希望を伸してやれば、子供は素直にスクスクと成長していくものなのです

◇花見時の防犯について

長い冬眠からさめて花の季節を間近にしのばせる昨今です。花見時になると氣候もよくなり氣分も浮かれてとかく外出勝になるのが常であります。こういうときに発生しやすい犯罪を拾って見ますと次のようなものが数えられ、防犯措置も徹底してやっていただくよう鳥取署では声を大にして御願いしています

一、空巣狙い

外出勝になる結果、留守にする場合が多くなるでしょうから次の事柄は特に注意して下さい。

(1)　外出するときは留守番をおくか、隣近所によく依頼して、一寸の外出にも油断しないこと

(2)　戸締を二重施錠にする等厳重にしなければなりませんが、人目につき易い南京錠等一見して留守宅に見えるような施錠は逆効果で等

(3)　被害にかかったときは、現場は必ずその儘にして届出でて下さい。

花見時の防犯

鳥取署四月の重点目標

二、性犯罪

春は氣分も浮かれ、ついすきができるものです。特に女性一人で或は女性ばかりで観光地や温泉地に旅行する場合には

(1)　見知らぬ男性から話しかけられた場合には、天候、景色の話旅行に関する話等その場限りの会話にとめて宿泊所、身上等立入った話はしないこと

(2)　見知らぬ男性から同道同宿を求められた場合は、同道はともかく決して同宿しないこと

(3)　花見時には盛り場や、行楽地が活氣を呈し、雑踏し始めるので右の外、すりが横行し、ゆすり、たかりも増加します。また街頭とばくも活動し始めるので充分注意して下さい。

◇騒音を無くして静かな街を

春は寒さから解放されて、人々が春の日ざしを求めて窓を開けるから今まで気付かなかったお隣りのラジオの声や、遠くの拡声器の放送が全く自由に出入りします。更に街の盛り場は活発な宣伝戦をくり拡げ、騒音による違反は際限がなく、これらの騒音は人の神経を一そう悩ませ、不愉快な生活をさせるばかりでなく、思わぬ事故を起すもとともなりますから特に次の点を強調して居ます

一、ラジオ、テレビジョン等の音量は、できるだけ小さく必要な限度に調節すること

二、一般の商店、又は風俗営業者等の拡声放送は必要以上の音量を発し、近隣の迷惑とならないようにすること

三、花見の宴会その他の行事主催者は、地域、時間を考慮し、他人の迷惑にならないようにすること。

そしてお互い氣持のよい春を過していただくようお願いします。